

利根川水系小貝川河川整備計画に記載すべき事項（案）

1. 小貝川の概要

1.1 流域及び河川の概要

- ・ 小貝川流域は2県23市町にまたがり、流域面積約1,043km²。
- ・ 幹川流路延長112km、流域の15%が山地・丘陵地で、85%は台地・扇状地・沖積地。
- ・ 年平均降雨量は、1,100mm～1,500mm程度、全国平均1,720mmに比べ少雨。
- ・ 真岡市と益子町の境界に位置する根本山からの眺望、福岡堰の桜並木は利根川百景に選定。
- ・ 上流部は、扇状地から平野部の山付部や水田地帯を緩やかに流下し、山地と平地がおりなす多様な環境が形成。
- ・ 中・下流部は、平野を緩やかに流下し、河畔林、湿地環境などの比較的豊かな河川環境が残っているため、多種多様な動植物が生息・生育。
- ・ 流域は広大な穀倉地帯であるとともに、古くから養蚕が盛ん。近年は工業団地を造成するなど製造業、鉱工業も増加。
- ・ 交通網の整備により首都圏のベッドタウンとしても発展。

1.2 治水の沿革

- ・ 江戸時代の利根川東遷事業からはじまり明治・大正にかけて改修事業を実施。
- ・ 昭和8年に最初の改修計画が策定。
- ・ 昭和13年6月の洪水を契機に計画高水流量を改訂。
- ・ 昭和16年7月の洪水を契機に計画高水流量を改訂。築堤、引堤、河道掘削、護岸・水制の施工、堰・樋管の改築等を実施。
- ・ 昭和40年の河川法施行に伴い工事实施基本計画を策定。
- ・ 昭和55年の利根川水系工事实施基本計画の全面改定に伴い計画高水流量を改訂。
- ・ 昭和61年8月の洪水を契機に、昭和63年に工事实施基本計画を見直し、激甚災害対策特別緊急事業により母子島遊水地の建設や築堤・河道掘削を実施。
- ・ 平成11年7月の洪水を契機とした河川災害復旧等関連緊急事業を実施。

注) この資料は、検討途上の資料であり、今後の検討によって変わりうるものである。

- ・平成9年の河川法の改正を受け、平成18年2月に利根川水系河川整備基本方針を策定。

1.3 利水の沿革

- ・古くから農業用水に利用され、現在では工業用水にも利用。
- ・江戸時代の「鬼怒川・小貝川の分離」と「新河道開削」に伴い、新田開発が進み、農業用水利用が拡大。伊奈氏による「福岡堰」「岡堰」「豊田堰」は、溜井方式の堰では関東有数規模。
- ・鬼怒川から左岸に取水された農業用水の一部が、かんがいを経て小貝川に流入、繰り返し取水により、水田を潤して流下。
- ・工業用水としては、現在、霞ヶ浦で開発された水を県西広域工業用水道(茨城県)で利用。
- ・中上流域においては、灌漑開始時に水利用の制限が生じている。

2. 小貝川の現状と課題

2.1 治水の現状と課題

2.1.1 河道の整備

- ・堤防の整備状況(平成17年度末時点)は、堤防が必要な区間のうち、断面を満足する区間の割合は73%。
- ・ほぼ全川におい河積が不足しており、河道内樹木や、堰・橋梁等の横断工作物が水位上昇の要因。
- ・平成11年7月洪水においては、計画高水位を上回る水位を記録し、浸水被害が発生している。

2.1.2 堤防の安全性

- ・堤防は過去の拡築・補修の繰り返しにより、内部の構造が不明確。
- ・堤防の浸透に対する安全性が低い区間が存在し、堤防の強化が必要。

2.1.3 洪水調節施設

- ・山地が少ないという地形特性上、ダムの整備は不適。
- ・平成3年に母子島遊水地が完成しているが、母子島遊水地での洪水調節のみでは不足。

注) この資料は、検討途上の資料であり、今後の検討によって変わりうるものである。

2.1.4 大臣管理区間に流入する支川の状況

- ・ 小貝川の水位が高くなると、支川からの排水が困難な状況
- ・ 特に下流部は高水位の継続時間が長く、浸水被害が発生。

2.1.5 河川管理施設等の維持管理

(1) 堤防

- ・ 堤防の安全性を維持、管理するために確実に効率的な管理が必要。
- ・ 堤防の地質情報は、工作物の改築などに併せて調査し、情報の蓄積が必要。
- ・ 堤防の強度維持、亀裂や法崩れ等の異常の早期発見等を目的とし、定期的に除草が必要。

(2) 河道内樹木群

- ・ 河道内の樹木繁茂は洪水の流下阻害の原因やゴミの不法投棄の温床になるなど、河川管理上大きな課題。適切な樹木管理が必要。

(3) 施設

- ・ 設置から50年以上経過した樋管が全体数の約30%を占め、老朽化による機能低下及び周辺堤防を含む安全性低下が大きな課題。
- ・ 適切な点検を行い、その機能及び安全性を維持するため計画的な維持管理が必要。

2.1.6 災害時の対策

- ・ 災害時の減災や復旧活動に必要な拠点や資機材の十分な確保が必要。
- ・ 洪水による被害を最小にとどめるために、流域の雨量、河川の水位などの正確な情報の提供や関係機関との情報の共有化が必要。
- ・ 地域防災力向上をめざし、ハザードマップの作成支援を行い、住民に洪水危機の情報を提供し、自助活動の意識啓発を行うことが必要。

2.2 利水の現状と課題

- ・ 上流から下流に至るまで、農業用水として繰り返し利用。
- ・ 黒子地点における過去44年間(昭和30年～平成14年、欠測年を除く)の流況は、平均低水流量約7.4m³/s、平均濁水流量約4.2m³/s。
- ・ 農業用水は、約24,000haのかんがいのため利用され、合計取水量は最大約77.2m³/s。

注) この資料は、検討途上の資料であり、今後の検討によって変わりうるものである。

- ・かんがい開始時期等に渇水が発生。
- ・灌漑開始時に水利用の制限が生じている。
- ・平成13年渇水時には、河川法第53条の2に基づき、霞ヶ浦用水により霞ヶ浦の水を小貝川へ注水する水融通が全国で初めて行われる。

2.3 河川環境の現状と課題

2.3.1 水質

- ・小貝川本川の水質は、流入負荷削減対策の進展等により改善し、近年は環境基準を満足。

2.3.2 自然環境

- ・上流部では、ヨシ、オギ群落等の湿生草地在り、オオヨシキリ等の鳥類が生息。
- ・中・下流部では、河川沿いに河畔林や湿地環境が形成され、シムラニンジン、エキサイゼリ、マイヅルテンナンショウ等の湿生植物や国蝶であるオオムラサキなどの動植物が生息・生育。
- ・河川敷の雑木林の荒廃等により多様な動植物の生息・生育の場が減少。
- ・河川横断工作物に魚道が未整備の場所があるため、魚類の遡上・降下が困難。

2.3.3 河川空間の利用（人と川とのふれあい）

- ・流域住民の川とのふれあいの希薄化に対し、自然に親しむ場として川とふれあえる拠点整備が必要。
- ・植生の繁茂により水辺へのアクセスが容易でない区間がある。

2.3.4 景観

- ・地域の自然、歴史、文化、生活との関係を踏まえた河川景観の保全・継承が必要。

2.3.5 河川空間の維持管理

- ・多量のゴミの処理に労力と費用を要しているとともに、河川利用上も支障となるため、住民の理解・協力が必要。
- ・「鬼怒川・小貝川クリーン大作戦」や「アドプトプログラム鬼怒川・小貝川」等、地域と連携した活動を実施。
- ・悪質な不法投棄が後を絶たず、ゴミ総量は年々増加傾向。

注) この資料は、検討途上の資料であり、今後の検討によって変わりうるものである。

3. 河川整備計画の目標に関する事項

- ・ 河川整備の基本的な方針として『利根川水系河川整備基本方針』が策定（平成18年2月14日）。
- ・ 河川整備計画は、基本方針に沿って、計画的に河川整備を行うために当面の整備内容を記載。
- ・ 目標とする整備段階以降も、段階的・継続的に整備を行うことが必要、その実現に向けた様々な調査・検討が必要。
- ・ 現在の社会経済情勢、自然環境及び河道状況に基づき作成、これらの状況の変化や新たな知見及び技術の進歩等により、必要に応じて適宜見直しを実施。

3.1 河川整備計画の基本理念

河川整備の基本理念：流域の均衡ある発展をめざし、安全安心でうるおいのある川づくりの推進

○安全安心な川づくり

- ▶ 利根川水系全体の治水バランスに配慮した治水安全度の向上
- ▶ 計画目標規模の洪水に対して堤防の安全性を確保
- ▶ 計画を超える洪水に対しても被害を防止・軽減するよう、住民への情報提供、関係機関との情報共有化、危機管理体制強化を実施

○健全な水循環の構築

- ▶ 健全な水循環の構築のため水収支実態を把握

○自然が豊かで生物や人にやさしい川づくり

- ▶ 多くの動植物が生息する湿地など、小貝川らしい河川環境を保全・再生

○人と川をつなぐ川づくり

- ▶ 親水性や川へのアクセスの向上、川とのふれあいや環境学習、地域交流の場として親しみやすい河川空間の利用、川と地域を結ぶネットワークの形成

注) この資料は、検討途上の資料であり、今後の検討によって変わりうるものである。

3.2 計画対象区間および計画対象期間

3.2.1 計画対象区間

- ・小貝川のJR常磐線より上流の大臣管理区間。

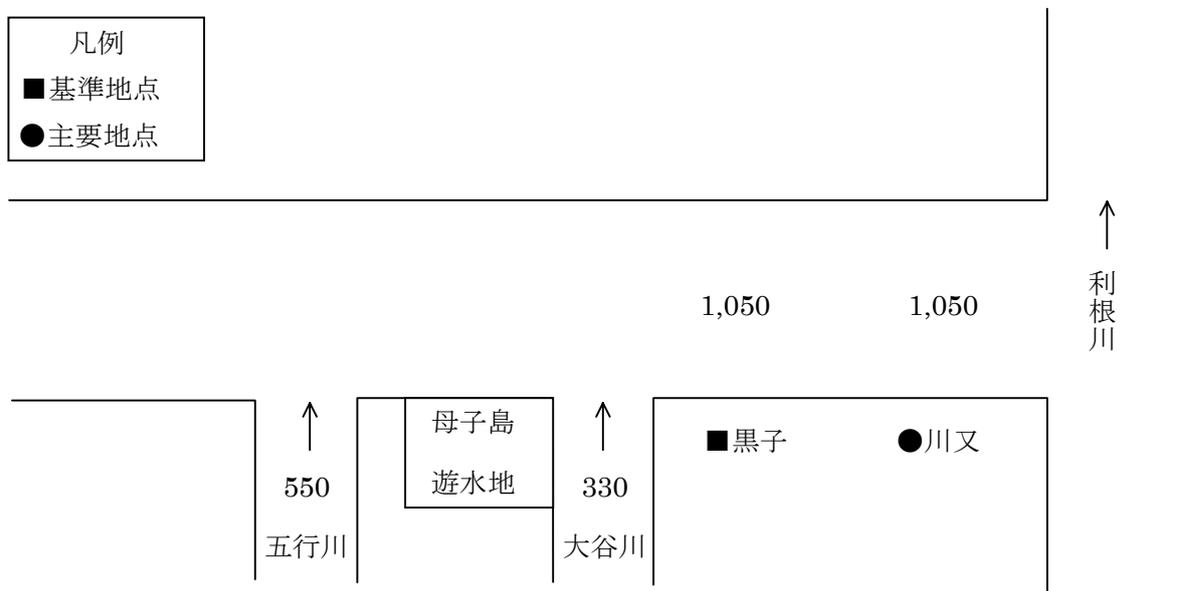
3.2.2 計画対象期間

- ・概ね30年。

3.3 河川整備計画の目標

3.3.1 洪水等による災害の発生の防止又は軽減に関する目標

- ・利根川水系河川整備基本方針に対応した流量は、既往最大の被害をもたらした昭和61年8月洪水と同規模。
- ・これを目標とした河川整備の実施は、膨大な費用と年数が必要。
- ・河川整備計画では、概ね30年に1回発生する規模の洪水(戦後2番目の洪水規模である昭和25年9月洪水と同程度)の安全な流下が目標。
- ・基準地点黒子における河川整備計画の目標流量は、1,050m³/s。



単位:m³/s

小貝川河川整備目標流量図

注) この資料は、検討途上の資料であり、今後の検討によって変わりうるものである。

3.3.2 河川の適正な利用および流水の正常な機能の維持に関する目標

- ・小貝川における流水の正常な機能を維持するために必要な流量については、農業用水取水堰の湛水等を考慮し、今後調査・検討。
- ・県管理区間や支川等における流水の正常な機能を維持するために必要な流量は、必要に応じて調査・検討。

3.3.3 河川環境の整備と保全に関する目標

- ・水質については、下水道整備等の関連事業と連携し、良好な水質を維持しつつ、地域の要望に応じて改善を目指す。
- ・自然環境については、中・下流部の湿地環境の保全に努め、自然豊かな小貝川を目指す。
- ・河川の連続性を確保し、動植物の生息・生育する自然豊かな小貝川を目指す。
- ・人と川とのふれあいについては、自然環境と調和した利用の促進と、誰もが安全・安心に利用できる河川空間の形成を目指す。
- ・河川景観については、歴史・文化・人とのかかわりを踏まえ、周辺の自然や街並み等と調和した河川環境の形成を目指す。

4. 河川整備の実施に関する事項

4.1 河川整備の実施に関する考え方

4.1.1 洪水等による災害の発生の防止又は軽減に関する考え方

- ・概ね30年に1回の確率で発生する規模の洪水を安全に流下させるため、洪水調節施設と河道の整備を実施。
- ・中流部で遊水地を整備。
- ・洪水を安全に流下させるため、築堤及び河道掘削を実施。
- ・利根川本川の洪水被害の危険性を増大させないよう整合を図る。
- ・堤防の安全性を確保するため、堤防の詳細点検を実施し必要に応じて対策を実施。
- ・洪水時の河床の深掘れ、河岸及び堤防法面の侵食等によって堤防の安全性が確保できない箇所は、必要に応じて対策を実施。

注) この資料は、検討途上の資料であり、今後の検討によって変わりうるものである。

- ・ 流入支川の排水対策は、浸水被害の状況、土地利用の状況及び支川の整備状況等を考慮し、必要に応じて対策を実施。
- ・ 整備途上において、施設能力を超える自然の外力が発生した場合でも壊滅的な被害とならないように、河川管理施設の適正な維持管理、操作を行い、治水機能を最大限に発揮させるとともに、自治体と連携して警戒避難態勢等を強化。

4.1.2 河川の適正な利用および流水の正常な機能の維持の考え方

- ・ 流水の正常な機能を維持するため、河川流量及び取水量、動植物の生息・生育状況等を把握・検討し、必要に応じて対応方策を検討。

4.1.3 河川環境の整備と保全に関する考え方

- ・ 水質については、下水道事業等の関連事業と連携し、汚濁負荷量の削減に努めるとともに、良好な水質の維持し、さらに、必要に応じて改善を図る。
- ・ 多様な動植物が生息・生育する湿地環境の保全に努める。
- ・ 魚類の遡上・降下の阻害となる河川横断工作物等については、魚道等の設置、機能改善に努め、上流から合流点までの縦断的な河川の連続性を確保。
- ・ 人と川とのふれあいについては、自然との調和を図り、ユニバーサルデザインに配慮した河川空間の整備を実施。
- ・ 自然環境の保全と秩序ある利用の促進を図るため、河川空間の保全と利用の目的に応じたゾーン配置を行い、ゾーン特性を踏まえた適正な整備を実施。

4.1.4 河川整備の実施に関する総合的な考え方

- ・ 河川整備の実施にあたっては、河川のみならず必要に応じて河川周辺的环境も把握した上で河川整備に活かす。
- ・ 小貝川流域の歴史及び文化等の地域特性も踏まえて、治水、利水、環境及び利用を一体的に捉え、それぞれの目標が調和しながら達成されるよう、総合的な視点で整備。
- ・ 設計、施工および維持管理において、資材のリサイクルと総合的なコストを縮減。

注) この資料は、検討途上の資料であり、今後の検討によって変わりうるものである。

4.2 河川工事の目的、種類および施行の場所並びに当該河川工事の施行により設置される河川管理施設等の機能の概要

4.2.1 洪水等による災害の発生の防止又は軽減に関する事項

(1) 河道の流下能力向上

- ・ 洪水を安全に流下させるため、河道掘削、築堤及び堤防の嵩上げ、拡築等を実施。
- ・ 洪水の流下阻害等となる橋梁の架け替え等を実施。

(2) 堤防の浸透等に対する安全性確保

- ・ 堤防の浸透等に対する安全性を評価し、必要な対策を実施。

(3) 水衝部等の堤防の安全性確保

- ・ 河岸及び堤防法面の侵食によって堤防の安全性を確保できない恐れがある箇所は、根固め、護岸、水制及び法面保護等必要な対策を実施。

(4) 支川の排水処理能力向上

- ・ 浸水被害の状況、土地利用の状況及び支川の整備状況等を総合的に検討し、必要に応じて、水門・樋門等を整備・改築及び排水機場の機能向上を実施。

(5) 洪水調節施設の整備

- ・ 下流部の洪水流量低減のため、遊水地を整備。

4.2.2 河川環境の整備と保全に関する事項

(1) 水質

- ・ 下水道整備等の関連事業との連携を図り、良好な水質の維持に努める。

(2) 自然環境の保全と再生

① 自然環境の保全

- ・ 河畔林、湿地環境など豊かな河川環境の保全に努める。

② 河川の連続性の確保

- ・ 魚類の遡上・降下が困難になっている河川横断工作物については、必要に応じて施設管理者と調整し、魚類の遡上降下環境の改善を努める。

(3) 人と川とのふれあいに関する整備

- ・ 自然環境と調和を図りつつ、地域のニーズを踏まえ、関係自治体と連携し、地域の交流拠点の整備を実施。

注) この資料は、検討途上の資料であり、今後の検討によって変わりうるものである。

(4) 河川景観の保全と形成

- ・ 歴史・文化等の地域特性を踏まえ、地域と連携を図り、河川景観を保全・形成。

4.3 河川の維持の目的、種類および施行の場所

4.3.1 河川の維持に関する基本的な考え方

- ・ 河川の維持管理は、災害防止、河川利用、環境保全などの目的に応じた管理、日常から洪水時までの河川の状態に応じた管理、河川管理施設の種類に応じた管理など広範、多岐。
- ・ これらを効果的・効率的に実施するために、小貝川に応じた維持管理の水準を確保しつつ、維持管理基準を定め、この基準に基づき具体的な維持管理の内容を位置づけた河川の維持管理に関する計画を策定し、適切な管理を実施。
- ・ 長期・持続的に河川の変化を把握・分析し、必要な措置を講じるための合理的な仕組みとして、巡視・点検、維持・補修、評価など一連の行為からなるサイクル型維持管理体系を充実。

4.3.2 洪水等による災害の発生の防止又は軽減に関する事項

(1) 河川管理施設等の機能の維持

- ・ 堤防、排水機場、護岸及び水門・樋門等の河川管理施設について、洪水等に対して必要な治水機能が発揮されるよう平常時から巡視点検等を行い適正な管理に努め、計画的に補修を行い、各施設の機能を良好な状態に維持。
- ・ 洪水又は地震が発生した場合は、河川巡視を行い、河川管理施設の被害の早期発見に努め、損傷等が発見された場合は、速やかに復旧。
- ・ 許可工作物について、施設管理者に対して適切な指導や履行検査を実施。
- ・ 堤防について、通常巡視・点検、出水期前・出水後点検、地震発生後の点検及び適宜モニタリングを実施。
- ・ 堤防の地質情報は堤防の安全性を把握する上で極めて重要なため、工作物の改築等に伴い堤防の開削工事を実施する際に、開削断面の調査を行い情報の蓄積を図る。
- ・ 堤防の機能を損なう行為について、河川巡視のみならず関係機関との連携により監視を行い、発生防止に努める。

注) この資料は、検討途上の資料であり、今後の検討によって変わりうるものである。

- ・堤防等の除草について、堤体の機能維持等の観点から適宜実施。堆肥化等の刈草のリサイクルを地域との連携を図りながら推進。
- ・護岸等について、計画的な点検・補修により施設の機能を維持。
- ・総合的なコスト縮減に努めるため、延命化が図れる施設について、延命化の措置を実施。
- ・施設更新・改築時には、統廃合の可能性について検討し、可能なものは実施。
- ・河川区域内の不法占用・不法工作物に対しては河川巡視等により監視し、不法占用者等に対して、県、市町、警察等と連携して適切な指導を実施。
- ・ゴミなど河川への不法投棄に対して、巡視の強化を図るとともに、ゴミマップを作成・公表し、広報、啓発を実施。
- ・出水等により河川管理施設が損壊した場合には、速やかに復旧。そのための資機材を確保。

(2) 水門、堰、排水機場の操作管理

- ・水門、堰、排水機場及び樋門等については、操作規則等に基づき、自治体と連携し迅速かつ適確に操作。
- ・操作員、自治体等に対して施設の機能や操作について講習会、訓練等を実施。
- ・光ファイバーケーブル等の情報インフラを整備し、河川管理施設の遠隔監視操作を目指す。また、自動制御化についても検討し、可能なものから実施。

(3) 河道の維持管理

- ・河道への土砂堆積により治水上支障が生ずる場合は、必要に応じて土砂を除去。
- ・河道を適切に管理していくため、定期的継続的に測量を実施。
- ・河川管理上支障がある河道内の樹木等について、必要に応じて伐採等の適切な対策を講じて、洪水の流下の障害とならないよう管理。
- ・遊水地の洪水調節機能を維持するため、遊水地付近の河道の安定性を管理。

(4) 河川等における基礎的な調査

- ・流域内の雨量、河川の水位・流量、地下水位の観測及び河川水質等の調査等を継続して実施。
- ・観測精度を維持するため日常の保守点検を実施するとともに、観測精度の向上に向けて、観測施設の拡充及び観測手法の改善等を実施。

注) この資料は、検討途上の資料であり、今後の検討によって変わりうるものである。

- ・河道内の流砂、河床材料等について調査し総合的な土砂管理に活用。

(5) 防災情報の共有

①水防警報の発令

- ・水防警報指定河川において、洪水等によって災害が発生する恐れがあるとき、水防警報を発令し、その警報事項を関係県に通知。

②洪水予報等の発令

- ・洪水の恐れがあると認められるとき、水位等の情報を示し、気象庁と共同で洪水注意報または洪水警報等を関係都県に通知すると共に、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知。
- ・水位周知河川において、避難判断水位(水防法第13条で規定される特別警戒水位)に達したとき、その旨を当該河川の水位等の情報を示して関係行政機関に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求め、これを一般に周知。
- ・平常時から、防災情報の共有、関係機関との連絡体制の確立が図られるよう連携を強化。

③ハザードマップの作成支援

- ・大臣管理区間からの氾濫が及ぶすべての市町で、洪水ハザードマップ等が早期に作成、公表されるよう技術的な支援を実施。

④防災情報の多様化

- ・情報インフラ、インターネット及び携帯端末等を用いて、分かりやすく、かつリアルタイムに情報を提供。
- ・従来から用いられてきた水位標識、半鐘又はサイレン等の地域特性に応じた情報伝達手段についても、関係市町と連携して有効に活用。

(6) 地域における防災力の向上

①水防体制の維持・強化

- ・水防資材の備蓄、水防工法の伝承・開発及び水防訓練等を自治体等と協力して実施。
- ・重要水防箇所の周知及び合同巡視等を行うことで、水防体制を維持強化。
- ・大規模な災害が発生した場合において、専門的知識を持っている、防災エキスパートとの協力体制を強化。
- ・水防資材の備蓄倉庫等については、各水防管理団体とともに整備の充実を図り、災害発

注) この資料は、検討途上の資料であり、今後の検討によって変わりうるものである。

生時に耐えうる資材の確保や体制づくりを図る。

②地域防災力の再構築

- ・ 自主防災組織の結成等の地域の自主的な取り組みを促すとともに、学校や地域における防災教育を自治体と連携して支援。

(7)災害発生時の自治体の支援

- ・ 大規模な災害等が発生又は発生する恐れがある場合には、必要に応じて災害対策用機器等を活用し、迅速に情報を収集・提供。
- ・ 必要に応じて、応急復旧資機材を提供または貸与。
- ・ 広域的な視点から各県の防災計画の策定等にあたって、積極的に参画、協力。

(8)被害軽減対応策等

①排水ポンプ車の活用

- ・ 浸水被害を防止又は軽減するため、応急的な排水対策として、必要に応じ、排水ポンプ車を機動的に活用。

②堤防決壊時の被害軽減対策の検討

- ・ 緊急的な災害復旧手法及び施設を検討。
- ・ 自衛隊、関係県及び報道機関等、関係機関との連携を強化。

(9)河川防災ステーション等の整備と活用

- ・ 洪水時等における円滑かつ効果的な河川管理施設保全活動及び緊急復旧活動を行う拠点として、河川防災ステーションを活用。
- ・ 河川防災ステーションを関係市町と連携して整備。
- ・ 必要に応じて、水防拠点、防災用ヘリポート、天端車両交換場所等を整備。

4.3.3 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項

(1)河川水の利用

- ・ 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持を図るため、河川水量や取水量等を監視する。
- ・ 利水者との情報連絡体制を活用して、河川流量等の情報を収集及び提供。

(2)渇水への対応

- ・ 渇水時には、「利根川水系渇水対策連絡協議会」及び「鬼怒川水利調整連絡会」を活用し、

注) この資料は、検討途上の資料であり、今後の検討によって変わりうるものである。

円滑な調整により、渇水被害の軽減に努める。

4.3.4 河川環境の整備と保全に関する事項

(1) 水質の保全

- ・ 定期的な水質調査を実施し、水質状況を把握すると共に、水質情報提供、水質保全に関する広報活動を行う。さらに、水利用及び自然環境、親水活動等への影響を調査し、良好な水質を保全。

(2) 水質事故への対応

- ・ 水質事故に対しては、事故の状況等を把握の上、「関東地方水質汚濁対策連絡協議会」の関係機関と連携し、迅速・適切な対応により被害拡大を防止。

(3) 河川空間の適正な利用

- ・ 自然の保全と秩序ある河川利用の促進のため、各ゾーンの方針に基づき適正な河川利用がなされるよう必要に応じて施設管理者及び占用者に対して指導を実施。

(4) 良好な河川環境・景観の保全

- ・ 動植物の生息・生育環境を把握するため、継続的に「河川水辺の国勢調査」、河川巡視等により河川環境の日常の状況を把握。
- ・ 良好な自然環境を保全するため、ゾーン配置に基づいた管理を行い地域と一体となった自然環境の維持と保全を図る。

(5) ゴミ対策

- ・ 地域住民等の参加による河川の美化・清掃活動を自治体と連携して支援し河川美化の意識向上を図る。
- ・ 地域住民等がボランティアとして継続的に河川美化活動を実施するアドプトプログラム等の活用を自治体と連携し促進。

4.3.5 その他の維持管理に関する事項

(1) 河川管理情報のデータベース化

- ・ 河川管理に関する情報やこれから収集される維持管理の結果について、記録・保存、データベース化。

(2) 維持管理技術の継承と熟練高齢者の活用

- ・ 多様な河川の特性に応じた維持補修や保全対策を行なえる専門家の養成、人材確保。

注) この資料は、検討途上の資料であり、今後の検討によって変わりうるものである。

- ・ 熟練高齢者等の活用。

5. その他河川の整備を総合的に行うために必要な事項

5.1 地域住民・関係機関との連携・協働

- ・ 地域ニーズを踏まえ、地域と連携・協働による川づくりを推進。
- ・ これまでは、下記の事例について実施。

(1) フラワーベルト

- ・ 総延長約 4km が整備されており、人々の憩いの場として親しまれ、多彩なイベントも展開。

(2) 水辺プラザ

- ・ 地域交流の拠点として川と人がふれあえるよう整備

(3) 鬼怒川・小貝川サミット会議

- ・ 昭和 61 年 8 月洪水を契機に、流域の好ましい地域づくりを進めることを目的に設立。

(4) 河川コーディネーター

- ・ 河川に関して深い理解を持っている方や、さまざまな活動を行っている方を、「河川コーディネーター」に認定し、地域住民に河川の自然・歴史・文化を普及、啓発。

(5) アダプトプログラム鬼怒・小貝

- ・ ゴミのない安全で美しい川の実現を目指すアダプトプログラムを実施。

(6) 鬼怒川・小貝川クリーン大作戦

- ・ 鬼怒川・小貝川サミット会議主催で、堤防や河川敷に散乱している空き缶をはじめとするゴミを回収。

(7) 資料館

- ・ 既存の施設を活用し、河川管理に関する情報発信、広報・啓発。
- ・

5.2 環境教育の支援

- ・ 学校、市民団体、関係機関等と連携し、河川を活用した環境教育の支援を行う。
- ・ 河川環境教育における指導者、団体間等の連携及び次世代の人材育成に取り組む。

注) この資料は、検討途上の資料であり、今後の検討によって変わりうるものである。

5.3 流域全体を視野にいれた総合的な河川管理

- ・ 沿川の自然災害の発生状況や、流域の土地利用の変化や、開発状況、また地球規模の気候変動・高齢化等の社会情勢の変化に合わせて柔軟な管理を実施。
- ・ 利根川流域全体の、河川の動きや管理の動向を把握し、水系の中でのバランスのとれた管理を実施。

注) この資料は、検討途上の資料であり、今後の検討によって変わりうるものである。